

昭和二十年(ワ)第一四七号 換書賧傳 事件

昭和二十一年二月十一日午後一時大阪地方裁判所第二民事部公開法廷

|     |       |
|-----|-------|
| 裁判官 | 熊野藤五郎 |
| 裁判官 | 細川六三郎 |
| 裁判官 | 木田尚之  |
| 書記官 |       |

|     |      |      |
|-----|------|------|
| 出頭者 | 不出頭者 | 不出頭者 |
|-----|------|------|

次回期日を

来る 四月十一日 午後六時  
と指定告知した。

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 書記官 | 裁判所 | 裁判官 | 裁判長 |
|-----|-----|-----|-----|

口頭弁論調

裁判

所



本期日において明確にする事項は次のとおりである。

ろきも  
山登人 は

新水 及 町わ三十一年六月十五日 町新水訂

正の中を本心と云ふ。 町新水

送達の際には 町わ三十一年七月二十四日

あふとまで

おきも  
山登人 は

各年準備のたの 持ちを本心と

裁判長は台議の上

持ちし方の 持ちを本心と

此  
上